

## 求人者・求職者の皆様へ

国際航空旅客サービス株式会社・許可番号（27-ユー-301178）

- 取扱職種の範囲は、全職種・地域は、国内です。

- 手数料に関する事項

- ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	一 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30%を限度とする額 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30%を限度とする額 手数料負担者は、求人者とします。

- ・求職者からは手数料は徴収いたしません。

- 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：職業紹介責任者 久堀 直樹 連絡先：072-469-1744

- 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

詳細は別紙（1）のとおりです。

- 返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は別紙（2）のとおりです。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。

## 手数料表

サービスの職種及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込を受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の 30% 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料は消費税が含まれていません。

許可番号 27-ユ-301178

事業所の名称及び所在地 国際航空旅客サービス株式会社

大阪府泉佐野市りんくう往来南

3番地7 KABりんくうビル11階

(別紙2)

«短期退職の場合の措置»

派遣先・求人先、以下「甲」という  
派遣元・紹介事業者、以下「乙」という  
乙の雇用した労働者、以下「丙」という

1. 万一、専ら乙の事由に起因し、又は丙の自己都合により、丙が甲への入社後6ヶ月以内に退職することとなった場合は、乙は甲に対して次の各号に定めるとおり、受領した手数料の返戻をするものとする。但し、各号の実施時期、実施方法等の詳細については、その都度甲乙協議の上、合意し決定するものとする。
  - (1) 入社後2ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の5分の4の額を甲に返戻するものとする。
  - (2) 入社後2ヶ月を越え4ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の2分の1の額を甲に返戻するものとする。
  - (3) 入社後4ヶ月を越え6ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の5分の1の額を甲に返戻するものとする。
2. 丙が専ら甲の事由により起因し退職した場合又は解雇された場合、もしくは丙が死亡等の不測の事態により入社後6ヶ月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料は返戻の対象としない。